

八代市建築物等における木材利用促進基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和4年1月4日施行）に即して策定するものであり、市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物等における木材利用促進の意義

森林から供給される木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有している。

また、加工から廃棄に至る過程におけるエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、建築物として使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型の資源である。

このような優れた特性を持つ木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積を通じた地球温暖化防止及び循環型社会の形成など市民の豊かな生活に貢献することが期待できる。

また、本市の森林は市域の約74%を占めており戦後植林されたスギやヒノキの人工林の多くが本格的な利用期を迎えているため、この豊富な森林資源を積極的に利用することにより、林業や木材産業の振興にもつなげることができる。

2 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。

また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

3 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条に基づき、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、市産材を利用した住宅の建築やリフォーム等に対し支援を行うよう努めるものとする。

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、協定締結者の取組み内容について広く市民等に対して情報発信する。

第3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 木材の利用を推進すべき施設及び工事

(1) 施設の対象

広く市民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等の公共性の高い建築物及びその附帯施設とする。

(2) 工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む。）とする。

※公共建築物等：公共性の高い建築物及び附帯施設並びに公共工事の総体

※公共工事：地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業、農村整備、治山、林道、漁港、その他土木工事

2 施設及び工事における木材の利用の目標

(1) 施設

ア 低層（3階建て以下）の公共施設は原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合を除く。

イ 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を促進する。特に、市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備する。

（2）工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

（3）その他

ア 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合には、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の推進を図る。

イ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定する特定調達品目に該当する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第4 その他市の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木造計画・設計基準等の活用

建築物の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準（国土交通省）（以下「木造基準」という。）及びくまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（熊本県）の活用を図る。

2 木材の地産地消の促進

県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他加工品）の優先使用に努める。

3 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

（1）木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。

（2）建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。

- (3) 近年、技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、CLT（直行集成材）等）の活用に努める。
- (4) 建築基準法の改正（平成26年法律第54号）により、3階建ての木造の学校及び延べ面積3,000㎡を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。
- (5) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造構造物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。
- (6) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する。

附 則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年3月31日から施行する。